

国際教養大学障害学生修学等支援委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 1 0 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学障害学生修学等支援規程第 6 条第 4 項の規定に基づき、国際教養大学障害学生修学等支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務担当副学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 障害学生の所属する教育課程の長又は代表
- (5) 事務局長
- (6) カウンセラー
- (7) 看護師
- (8) その他委員長が指名する教職員

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は前条第 1 号の委員、副委員長は前条第 2 号の委員をもって充てる。
- 3 支援内容を決定した場合には、関係する教職員に対しその旨通知する。
- 4 委員会を招集する場合、委員長はその議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、障害学生の修学等に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害学生の修学支援等に関する事項
 - (2) 学生及び教職員への理解促進、意識啓発に関する事項
 - (3) その他委員長が必要と認める事項
- 2 委員会は、障害学生の支援内容について、障害学生修学等支援グループに協議・決定を付託することができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務の取り扱い)

第7条 委員会に関する事務は、事務局入試室及び国際センターと連携協力し、事務局学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。